

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある下記支給要件に該当する児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

(1) 積極的支給要件

次の①から⑨までのいずれかに該当する児童を監護等する者

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| ① 父母が婚姻を解消した児童           | ⑥ 父（又は母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ② 父（又は母）が死亡した児童          | ⑦ 父（又は母）が1年以上拘禁されている児童      |
| ③ 父（又は母）が一定程度の障害の状態にある児童 | ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童            |
| ④ 父（又は母）が生死不明の児童         | ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童  |
| ⑤ 父（又は母）が1年以上遺棄している児童    |                             |

(2) 消極的支給要件

上記(1)の積極的支給要件に該当する場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する場合は支給されない。

- ① 児童が国内に住所を有しないとき。
- ② 児童が父（又は母）の死亡について支給される公的年金給付を受けられることができるとき（全額支給停止されているときを除く）。
- ③ 児童が父（又は母）の死亡について遺族補償等を受けられることができる場合であって、その給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。
- ④ 児童が里親に委託されているとき。
- ⑤ 児童が父（又は母）に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- ⑥ 児童が父（又は母）と生計を同じくしているとき（その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く）。
- ⑦ 児童が母（又は父）の配偶者（政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く）に養育されているとき。
- ⑧ 児童が父（又は母）の死亡について支給される遺族補償等を受けられることができる母の監護を受けている場合であって、その支給事由が発生した日から6年を経過していないとき。
- ⑨ 児童を監護等する者が国内に住所を有しないとき。
- ⑩ 児童を監護等する者が公的年金給付を受けられることができるとき（全額支給停止されているときを除く）。

4. 手当月額（平成24年4月現在）

- ・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・本人：全部支給（2人世帯） 130.0万円、一部支給（2人世帯） 365.0万円
- ・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

6. 支給手続

手当を受けようとする者は、市区町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、受給資格及び手当の額について、都道府県知事、市長（特別区を含む）又は福祉事務所設置町村長の認定を受ける。

7. 支給期間及び支払期月

手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで行う。手当は、毎年4月、8月及び12月にそれぞれ前月までの分が支払われる。

8. 受給状況 ※東日本大震災の影響により郡山市及びいわき市以外の福島県を除く。

- 平成24年3月末現在の受給者数 1,071,466人

9. 手当の支給主体及び費用負担

- ・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）  
支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3
- ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） [平成23年3月末 228人]  
支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

10. 予算額（国庫負担分） [24年度予算] 1,768.9億円

## 母子寡婦福祉貸付金の概要

### 目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。  
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

### 対象者

- ① 母子福祉資金  
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金  
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

### 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

### 貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

### 実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

### 貸付実績(平成22年度)

- ・母子福祉貸付金 23,957百万円(49,779件)
- ・寡婦福祉貸付金 790百万円(1,327件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

### 予算額(平成24年度)

5,040,000千円  
800,000千円【復旧・復興】

# 母子寡婦福祉貸付金の例

(平成24年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	※私立の限度額を例示、( )内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自宅)月額 (30,000)45,000円 (自宅外)月額 (35,000)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅)月額 (54,000)81,000円 (自宅外)月額 (64,000)96,000円 専修学校(一般課程) 月額 (31,000)46,500円  (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内  専修学校(一般課程) 5年以内	無利子  ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 (連帯保証人は不要)  ※児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円  (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)物価の影響を受けている母子家庭の安定した生活を支える観点から、当面、3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子  (保証人無)年1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 160,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内  修業 5年以内	※修学資金と同様